

三浦市議会議員政治倫理審査会（対象：石橋むつみ
議員、小林直樹議員）第1回次第

令和8年6月18日（木）

1. 正副委員長の互選
2. 調査請求内容について
3. 調査請求の適否について

第2号様式（第4条関係）

三浦市議会議員政治倫理調査請求書

令和8年5月8日

三浦市議会議長 神田 眞弓 殿

住所 [REDACTED]
請求者
氏名 柏 壽郎 [REDACTED]

三浦市議会議員政治倫理条例第7条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて調査を請求します。

1 調査事項

(1) 調査請求の対象となる市議会議員の氏名

- ①石橋むつみ（共産党）
- ②小林直樹（共産党）

(2) 調査請求の対象となる事由の該当条項

三浦市議会議員政治倫理条例第4条第1号

(3) 調査請求の対象となる事由の内容

石橋むつみ議員は、令和8年3月2日及び24日に開催された三浦市議会本会議において、議事進行中に複数回にわたり居眠りをしていたことが、議場内の複数の傍聴者から確認されている。また、三浦市議会のYoutubeライブのアーカイブにおいても、石橋議員が時折ウトウトしたり、数十分間下を向いて寝ている場面が確認できる。本会議は、市民の負託を受けた議員が市政の重要事項を審議し、意思決定を行う場であり、議員は議事に集中し、適切に職務を遂行する責務を負っている。にもかかわらず、議事中に居眠りをする行為は、以下の重大な問題を生じさせる。

- ・市民の代表としての職務遂行義務を怠る行為であり、議会への信頼を損なうこと
- ・議事内容の理解や判断に支障をきたし、議決の適正性に疑念を生じさせること
- ・議会の品位および規律を著しく損なう行為であること
- ・傍聴者や市民に対し、議会活動への不誠実な姿勢を印象づけ、議会全体の信用を失墜させるおそれがあること

これらの点から、石橋議員の行為は政治倫理条例第4条第1号に該当する可能性が高い。

さらに、共産党会派の代表者である小林直樹議員は、かねてより市民から「石橋議員の居眠り行為について注意・指導を行うよう求められていた」にもかかわらず、必要な是正措置を講じていない。会派の代表者は、所属議員の議会活動における規律保持・行動管理に一定の責任を負う立場である。にもかかわらず、明確な問題行為が指摘され、市民から改善を求められていたにもかかわらず、適切な対応を行わなかったことは、以下の問題を生じさせる。

- ・会派としてのガバナンス機能が果たされていないこと

- ・市民からの正当な指摘を軽視し、議会への信頼を損なう結果となること
- ・問題行為を放置することで、議会全体の品位・規律を低下させること
- ・会派の代表者としての説明責任および監督責任を怠ったと評価され得ること

これらの点から、小林議員の不作為もまた、石橋むつみ議員の行為と同様に、政治倫理条例第4条第1号に定める「議員としての信用を失墜させる行為」に該当する可能性が高い。

以上の理由から、両議員の行為について、議会として事実関係を調査し、政治倫理上の適否を判断する必要があると考える。

2 添付書類（違反を証する資料）

上記の居眠りを現認した市民（市外在住者含む）の氏名

三浦市議会のYoutubeのスクリーンショット

以上



石橋むつみ議員の居眠りを現認した市民（市外在住者含む）の氏名

令和8年3月2日日本会議


柏壽郎、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、
[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]

令和8年3月24日日本会議

柏壽郎、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]




令和8年3月2日 本会議3日目② 一般質問

 三浦市議会
チャンネル登録者数 529人



令和8年3月24日 本会議5日目① 委員長報告、決議案、人事案件、閉会中継続審査申出

 三浦市議会
チャンネル登録者数 529人

